

コーポレート・ガバナンス

実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の実現

2021年3月期の主な取組み実績

定例取締役会開催回数	12回
独立社外取締役の取締役会への平均出席率	100%
社外監査役の取締役会への平均出席率	100%
監査役会開催回数	15回
社外監査役の監査役会への平均出席率	100%

取締役会における主な検討事項

- ・コンプライアンス・プログラム承認の件
- ・メディカル・データ・ビジョン株式取得の件
- ・コーポレート・ガバナンス基本方針改正の件
- ・マネー・ローンダリング等の対策に係るリスク評価書（特定事業者作成書面等）の更新およびSBIグループAML/CFT プログラム承認の件

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業を取り巻くステークホルダー（利害関係者）は、顧客、株主や従業員に加え、一般消費者、取引先、あるいは広く地域社会などによって構成されています。SBIグループは、企業の社会性を強く認識し、社会の維持・発展に貢献し、「顧客中心主義」の基本観に基づき、徹底的に顧客志向型の事業を行うとともに、事業を営んでいく過程で社会的信用を獲得していくことが不可欠であると考えています。意思決定の透明性・公正性を確保しつつ、経営環境の変化にも迅速に対応できる組織体制を構築し、企業価値向上に向け適切なコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

「コーポレートガバナンス・コード」を踏まえた
「コーポレート・ガバナンス基本方針」

 https://www.sbigroup.co.jp/investors/management/governance_policy.html

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、組織形態として監査役会設置会社を選択しており、取締役会および監査役会を設置しています。当社の取締役会は独立社外取締役7名を含む取締役15名（2021年6月末現在）で構成され、経営の妥当性の監督強化を行っています。取締役会は原則として月1回開催し、重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っています。業務執行に関しては、社長の他副社長、専務等を含む業務執行取締役に加え、取締役に並ぶ専門性や識見を有する執行役員11名があたり、業務執行取締役・執行役員並びに取締役会の機能・責任を明確にするとともに、急激な経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を整えています。

一方、監査役は取締役の職務執行を監査することなどにより、社会的信頼に応える良質なコーポレート・ガバナンス体制を確立する責務を負っています。監査役は独立社外取締役や会計監査人等との連携を確保し、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の実現を図っています。

取締役会および監査役会については、性別・国籍等を問わず、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に資する高度な専門的知識を有する多様な人材で構成することとしています。

コーポレート・ガバナンス体制の概要（2021年6月末現在）

形態	監査役会 設置会社
取締役の員数（うち独立社外取締役）	15名（7名）
取締役の任期	1年
取締役の平均年齢	57.5才
監査役の員数（うち社外監査役）	4名（2名）
独立役員として届出を行っている役員数	7名
経営諮問委員会の員数（うち独立社外取締役）	9名（7名）
報酬決定における独立社外取締役の関与（有／無）	有

取締役会の実効性の向上

1. 分析・評価の方法

2021年2月から3月にかけて全ての取締役および監査役を対象として、取締役会の実効性に関するセルフアセスメントを実施しました。このセルフアセスメントの結果とともに、2021年3月開催の取締役会における議論も踏まえ、取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。

実効性評価における評価項目

- ・取締役会等の機関設計・構成
- ・取締役会の運営
- ・取締役会の議題・審議・意思決定
- ・取締役会による監督体制
- ・株主その他ステークホルダーとの関係
- ・その他
- ・自己評価

社外取締役選任理由

氏名	選任理由	取締役会出席状況
佐藤 輝英	サイバーキャッシュ(株)(現(株)DGフィナンシャルテクノロジー)の日本法人立上げに参画し、(株)ネットプライス(現BEENOS(株))代表取締役社長兼CEOを務めるなど、特に、アジアにおけるインターネット事業に関して豊富な経験と深い知見を有しているためです。	12回中12回 (100%)
竹中 平蔵	経済財政政策担当大臣、金融担当大臣、総務大臣などを歴任し、また、慶應義塾大学で教鞭をとる一方、民間企業において社外取締役として活躍するなど豊富な業務経験を有しているためです。	12回中12回 (100%)
鈴木 康弘	(株)セブン&アイ・ネットメディア代表取締役社長、(株)セブン&アイ・ホールディングス取締役執行役員CIOなどを歴任し、インターネット事業を始め幅広い分野での豊富な経験を有しているためです。	12回中12回 (100%)
伊藤 博	保険およびリスクマネジメント関連サービスを提供する世界的リーディングカンパニーであるマーシュジャパン(株)代表取締役などの重要な役職を歴任し、SBIグループとして注力していく保険分野における専門的な知識を有しているためです。	10回中10回 (100%)
竹内 香苗	「女性の視点」を取締役会においても有し、強化することが当社の大きな課題であること、またメディアを中心に過去および現在幅広く活躍しており、多くの個人株主を含む当社のステークホルダーの皆さまのご意見を取締役会に反映するという点で適任であるためです。	10回中10回 (100%)
福田 淳一	財務事務次官等を歴任し、金融分野全般における豊富な経験を有しており、SBIグループの金融事業全般、特に地域金融機関との連携の拡大、地方創生といった分野において、建設的な意見が期待できるためです。	—
末松 広行	農林水産事務次官等を歴任し、農林水産業・食品産業全般における豊富な経験を有しており、SBIグループにおける、商品先物を扱う(株)堂島取引所の経営への参画、ブロックチェーンのサプライチェーンマネジメントへの活用といった分野において、建設的な意見が期待できるためです。	—

経営諮問委員会

当社は複数の独立社外取締役の活用を通じ、外部の視点から経営の透明性を高めるとともに、取締役会の監督機能の強化に取り組んでいます。2019年6月27日からは、経営の妥当性の監督強化と経営の透明性向上を更に図るべく、当社が定める独立性の基準を満たす独立社外取締役を取締役会の員数の3分の1以上選任するとともに、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数が同独立社外取締役で構成される「経営諮問委員会」を設置しています。

これまでの「社外取締役連絡会」同様、客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るとともに、取締役会において独立社外取締役が適切かつ積極的に議論を行う環境を整えています。

同委員会は、取締役・監査役候補者の指名、経営陣幹部(社長・副社長・専務・常務等の役付取締役)の選解任、取締役の報酬のほか、次世代の経営陣幹部の育成等に係る取締役会の機能や審議プロセスに適切に関与していくことで、その決定についての客観性や透明性を高め、当社のコーポレート・ガバナンス体制を一層充実させていきます。

2020年12月に開催された2020年度第4回経営諮問委員会では、デジタル化・グリーン化に向けた経営戦略についていかに取り組んでいくか、リスクと機会の両面から闊達な議論が行われました。その上で、今後様々なESGの課題に対して対応するべく、組織的な対応の必要性についても意見交換がなされました。

経営諮問委員会の構成員(2021年6月29日現在)

経営諮問委員長	竹中 平蔵*
経営諮問委員	佐藤 輝英*
経営諮問委員	五味 廣文
経営諮問委員	浅枝 芳隆
経営諮問委員	鈴木 康弘*
経営諮問委員	伊藤 博*
経営諮問委員	竹内 香苗*
経営諮問委員	福田 淳一*
経営諮問委員	末松 広行*

※当社の独立社外取締役

役員の報酬等について

取締役の報酬は原則として、その決定に関するプロセスの公正性および透明性を確保するため、前述の経営諮問委員会の答申を経た上で、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で取締役会が決定しています。

2019年6月からは社外取締役を除く取締役に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。本制度によって対象となる取締役は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または自己株式の処分を受けることになります。

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

(1) 当社は、役員の報酬等の決定に関するプロセスの公正性および透明性を確保するため、委員の過半数が独立社外取締役で構成される経営諮問委員会を設置しています。役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、経営諮問委員会の答申を経た上で、取締役会が決定いたします。当事業年度における取締役会の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、経営諮問委員会からの報告・答申を踏まえて取締役会が決定しています。

(2) 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬である基本報酬のほか、会社業績等に基づく賞与および譲渡制限付株式報酬で構成されており、経営諮問委員会の答申を経た上で、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が各取締役の支給額を決定いたします。また、社外取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬および賞与で構成されており、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が各取締役の支給額を決定いたします。ただし、いずれについても取締役会が代表取締役に決定を一任した場合は、代表取締役がこれを決定いたします。

基本報酬は、月例の金銭報酬とし、次に掲げる事項を考慮

し、支給額を取締役ごとに定めるものとします。

- ・ 従業員給与の最高額
- ・ 過去と同順位の役員の支給実績
- ・ 当社の業績見込み
- ・ 取締役の報酬の世間相場
- ・ 当社の業績等への貢献度
- ・ 就任の事情
- ・ その他

賞与は原則として年1回、譲渡制限付株式報酬は取締役在任中に適時支給するものとし、個々の取締役の職責や職務執行状況等を基礎とし、経営環境等も踏まえ、当該取締役の貢献度を総合的に勘案して支給額を決定いたします。従って、特に定量的な目標設定は行っておりません。

また、基本報酬、賞与および譲渡制限付株式報酬の割合に関しては、経営環境や他社における報酬水準等を踏まえ、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう適切に決定するものとします。

(3) 監査役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみとなっており、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により各監査役の支給額を決定いたします。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数（2021年3月期）

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数(人)
		固定報酬	賞与	
取締役(社外取締役を除く)	584	191	393	8
監査役(社外監査役を除く)	13	13	－	1
社外役員	83	75	8	8

親子上場と少数株主保護の考え方

SBIグループは事業領域が多岐にわたることから、一部の投資家から全体像の理解が難しいといった声が寄せられています。その声への解として、子会社の新規株式公開を推進し、各事業体の事業価値を明らかにすることで、当社グループ全体の企業価値の顕在化を図っています。グループ各社は、株式公開によって資本調達力を高めるとともに、財務面での強化が可能となり、自立できるものと考えています。一方で少数株主の保護に向けては、当社グループではそれぞれのグループ各社の経営の独立性を尊重し、アームズ・レングス・ルールに則って公正で合理的な取引を確保しています。

東証市場第一部に公開しているモーニングスターでは、当社グループと取引を行う場合、客観的かつ公正な取引を行うことを基本

方針としており、他の取引先と同様の基本条件、公正な市場価格によって行い、適正な取引を確保することを取締役会で決議しています。また、内部監査・監査役監査においても当社グループとの取引条件が一般的な取引条件と同様に決定しているかを監査重点項目としています。

また、東証マザーズ市場に公開しているSBIインシュアランスグループでは、当社グループとの取引は、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針としており、当社グループとの取引が見込まれる際には、事前に取締役会等において取引条件の妥当性について十分に審議した上で意思決定することで、支配株主を除く株主の利益の保護に努めています。

内部統制システムの整備

当社はコーポレート・ガバナンスを充実させるためには内部統制システムを整備し、健全な内部統制システムにより業務執行を行うことが重要であると考えています。内部統制システムの整備に向けては、法令遵守や倫理的行動が当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役を通じて全役職員に徹底しています。

コンプライアンス上の課題・問題を把握するため、取締役会の決議によってコンプライアンス担当役員を定め、その直轄にコンプライアンス部門として法務コンプライアンス部を設置しています。

また、取締役や使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することができるよう、業務管理部門・管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部門や監査役に直接通報を行うための内部通報制度を整備しています。

事業活動に関しては、その全てのプロセスにおいて、法令遵守はもちろん、契約や規約等に則した運営を徹底するべく、複数の部門による相互牽制体制を設けてコンプライアンスを最大限重視する体制を整えています。そして、従業員のコンプライアンス関連知識の向上および意識喚起に向けては、eラーニング等を通じて定期的にコンプライアンス研修を実施しています。

更には、コンプライアンス担当役員およびコンプライアンス部門が、当社グループ各社の担当者と共同で、グループ全体での情報交換を行う会議を定期的に実施しています。

政策保有株式の保有方針と保有状況

当社は、SBIグループの事業発展と当社の企業価値向上に貢献する事業提携や協業等を行う際、それにより相手方の企業価値の向上も見込まれるといった合理性がある場合には、将来の株式売却による利益獲得を視野に相手方の株式を取得し保有することがあります。そのため取締役会では、個別の上場政策保有株式について、その保有目的と合理性を毎年検証しています。具体的には、株式の保有が相手先との関係の維持・強化に寄与しているかといった定性面、および配当金や相手先が関連する取引からの収益が、当社の資本コストに見合ったものかといった定量面からの精査を行い、総合的に勘案して保有の合理性が認められない場合には、原則として保有株式の売却を進めます。当社は、政策保有株主が存在する場合に、当該企業と会社や株主共同の利益を害する経済合理性を欠くような取引は行いません。また、当該政策保有株主からその株式の売却の意向が示された場合には、取引縮減の示唆等により売却を妨げることは行わず、適切に対処することを基本方針としています。

なお2021年3月末時点では政策保有株式の保有はありません。また、当社グループの主要事業の一つであるベンチャーキャピタル事業において、ベンチャーキャピタルファンド等を通じて出資したベ

ンチャー企業の保有株式は全て、当社の連結財政状態計算書上、営業投資有価証券に計上されています。

内部通報制度

SBIグループでは、組織的または個人的な法令違反行為等を発見した際、グループ各社の社員（非正規雇用者を含む）が報告できる内部通報制度を設けています。二次通報窓口として当社の監査役会にも受付窓口を設け、通報者が利用しやすいよう配慮しているほか、通報者の秘密保持や情報の取扱いに十分に注意しています。また、通報後に通報者が不利益な取扱いを受けていないかを適宜調査することで、通報者の保護を図っています。

内部通報制度

内部通報制度については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」II-4-(3)をご覧ください。



https://www.sbigroup.co.jp/investors/management/governance_policy.html

リスク管理体制の整備

当社は金融業を中心に、グローバルに事業展開しており、企業活動を阻害する可能性のある要因に対して、そのリスクを把握し、適切に評価・管理するため、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めるとともに、リスク管理部門を設置しています。

会社の存続に重大な影響を与える経営危機が発生した場合、又はその可能性がある場合には、リスク管理担当役員を総責任者として情報の収集・評価・対応を行うとともに、関係機関への報告・情報開示を行うこととしています。

また、情報管理およびシステムリスクについては、2018年より情報セキュリティ担当役員を選任するとともに、グループ横断的な情報セキュリティ施策の推進や当社グループのセキュリティセルフアセスメントを実施するIT戦略本部を設置し、グループ全体の情報セキュリティレベルの継続的な維持および向上に努めています。

事業等のリスク

当社が認識している潜在的なリスクについては当社ホームページの「事業等のリスク」をご覧ください。

事業等のリスク



<https://www.sbigroup.co.jp/investors/management/risk.html>

内部監査

内部監査部門では、コンプライアンスや業務適切性、内部統制の適正運用といった内部管理体制の適切性を総合的・客観的に評価することに加え、監査結果として抽出された課題の改善に向けた提言やフォロー

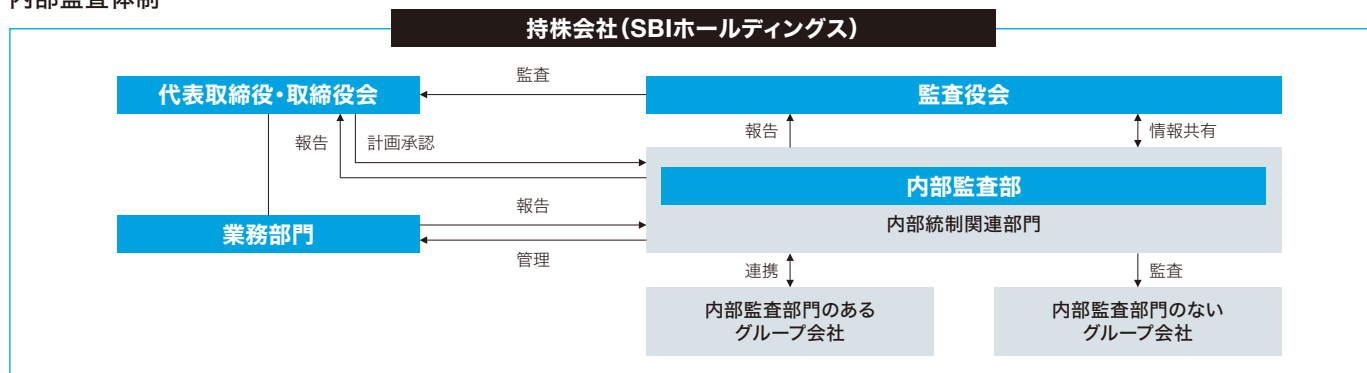
アップを実施しています。監査結果は個別の監査終了後に遅滞なく、代表取締役および取締役会に報告されるとともに、関連する部署に対しては必要に応じて問題点の是正・改善に向けた提言がなされます。

また、監査役会との連携については、個別の内部監査終了後、監査役会へ定期的に報告し、意見交換を行っているほか、監査役会の要望を監査テーマや監査対象選定に織り込むなど、有機的に連携しています。

内部監査部門は、内部監査、会計監査、内部統制等の監査に関する専門知識を有する部長・部員で構成されており、一般的な内部監査の

基準等を参考に監査手続を実施しています。監査対象に対しては、資本関係等を考慮したグルーピングを行った後、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、その他リスクに基づくスコアリングを実施しています。その結果を踏まえ、総合点の高いものから監査頻度を確定しています。内部監査にあたっては、書面監査、インタビュー、現地実査等を組み合わせて実施しており、子会社に加え、持分法適用関連会社に対しても必要に応じて監査を行っています。

内部監査体制



監査役の視点

更なる成長に備え、より高度に整備されたガバナンスの強化

私は監査役として、ステークホルダー、特に株主の皆さまの負託に応え、公平・中立の立場でSBIグループの持続的な成長の一翼を担ってゆく監査役でありたいと考えています。

当社グループは、北尾社長の強力なリーダーシップのもと、各グループ企業、特に金融サービス事業、アセットマネジメント事業で日本国内において大きな存在感を示す金融グループに成長しました。昨今のESGやSDGsに高い注目が集まる潮流のなかでは、自社の利益を追い求めるだけでは、ステークホルダーからの期待に応えることはできません。こういった社会的な要請に応えると同時に、特に金融業を主軸に置く当社グループにおいては、社是にもある通り各人が高い倫理観を持つことが欠かせません。そのためには、人材の育成・教育が今後より重要となってくるでしょう。

名実ともに日本の金融界をリードする企業に成長するために、営利企業として適正な利潤を追求するだけでなく、透明度の高い企業経営、高度に整備されたガバナンス体制がより必要になると考えています。



監査役
多田 稔

内部統制の強化と多様性の先にある企業価値向上を目指す

SBIグループは監査役会設置会社制度を採用しており、内部監査室および会計監査人との連携が取れており効率的に機能していると思います。一方で、当社グループは海外にも数多くの拠点をもち、今後も増加していくと考えられるため、そのガバナンス体制については更なる強化が必要であると認識しています。コロナ禍により海外への渡航に制限がかかる状態では、状況に応じて現地の専門家など外部のリソースを活用することも検討が必要であると思います。

また、当社グループにおける課題の一つとして、ダイバーシティ&インクルージョンへの取組みがあると考えます。例えば、優秀な女性の管理職以上への積極的な登用などにより、従来の男性中心の会社から、より一層多様性のある会社にしていくことが必要と考えます。また、グローバルな観点からすれば、今後はSDGsを意識した経営が世界的に見て必要不可欠になっていくでしょう。

社会的にコーポレート・ガバナンスの重要性・強化の必要性は高まっています。それを担う監査役の役割もますます重要になると認識しており、今後も社外監査役として独立性を保持した監査を心掛けてまいります。



社外監査役
関口 泰央